

建築確認申請等の電子申請を開始しました (令和8年5月1日から)

申請可能な手続き

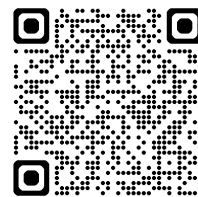
建築物・昇降機・工作物（建築基準法第88条第2項に該当するものを除く）の下記の申請

- ・確認申請・計画変更・計画通知
- ・中間検査
- ・完了検査
- ・工事完了届（※用途変更の場合）

申請方法

①確認申請等の電子申請

・一般社団法人建築行政情報センター（ICBA）が提供する電子申請システム（「ICBAシステム」）を利用します。システム利用は無料です。



ICBA システム

（申請先を長崎市で検索してください）

②手数料の納付

・長崎市電子申請サービスのオンライン決済を利用します。
・電子申請後、申請された翌日から3営業日程度の引受審査期間をいただき、完了後、当市より手数料納付のご連絡をさせていただきます。

申請の流れ

申請者（代理人）

長崎市

①ICBAシステムで電子申請

③長崎市電子申請サービスで 手数料支払い

納付方法：
クレジットカード決済
コード決済（PayPay、au PAY、d払い）

⑤審査終了メールの受取

⑥ ICBAシステムから確認済証等の受取

・確認済証、副本をシステムからダウンロードして保管する。

②引受審査（3営業日）

・審査後に、引受の可否を連絡します。
・引受可能な場合、手数料納付方法を記載したメールを送信します。

④審査

・追加説明・補正依頼が必要な場合は「ICBAシステム」で連絡します。

電子申請前にご確認ください。

- ・当市が手数料の納付を確認した日が受付日となります。
- ・長崎市電子申請サービスでは、領収証その他領収した旨を通知する書面の発行を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・申請にあたり利用するシステムは、それぞれに定める留意事項・利用規約をご確認ください。

※詳細は下記のリンク先又はQRコードから、長崎市ホームページをご確認ください。
「建築確認申請等の電子申請の開始」 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/77794.html>



【お問合せ】長崎市建築指導課 審査係

TEL：095-829-1176

Email:kenchiku_shidou@city.nagasaki.lg.jp